

止まる前に見直す。“動き続ける会社”の備えとは



現場の声と最新実務を踏まえた、分かりやすい法務通信。

“御社が本業に専念できる環境を創る”——私たちは、
御社の“社外法務部”として寄り添います。

- P2 身近な法律のはなし
- P3 特集記事
- P4 人生設計のすゝめ
- P5 レビュー
- P6 お知らせ



歩みを止めないために、今できること

夏になると夏季休業という、企業も人も少し足を止める時間が訪れます。

このように、心身の休息をとるための休業は大切ですが、私たちはいつも企業法務の現場で、予期せぬ足止めの場面を目にしています。

労務トラブル、顧客対応の行き違い、決裁権限の不在。どれも「仕組みがあれば防げた」もののばかりです。ただ、仕組みづくりは簡単ではありません。日々の業務に追われて、手が回らないこともしばしば。

そんなときこそ、専門家の力を借りて第二象限（緊急ではないが重要である、会社の未来を創る時間）に取り組んではいかがでしょうか。

私たちは「御社が本業に専念できる環境を創る」ことを支援理念とし、顧問弁護士として“動き続ける会社”の設計に取り組んでいます。

このニュースレターでは、実際にお悩みの方が多事例や、法改正の背景にある実務上の視点をお届けしています。忙しい日々にあえて時間を創り、御社の“止まらない仕組み”を一緒に見直してみませんか。

身近な法律のはなし ～建設業法等改正～

【「持続可能な建設業」の実現に向けた法改正】

建設業の現状として、就労条件などを背景に就業者の減少が続いております。また、昨今の急激な資材価格の高騰を受けて、どこを値上げしていくかという厳しい状況もあります。

一方で、建設業とは、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時に地域を守ってくれる存在でもあります。

こうした状況を踏まえ、1. 処遇改善 2. 資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止 3. 働き方改革と生産性の向上 を大きな柱に、「持続可能な建設業」の実現に向け法改正が行われ、令和6年6月14日に公布されました。その施行が、3ヶ月以内（令和6年9月1日施行）、6ヶ月以内（令和6年12月13日施行）、1年6ヶ月以内（今後期日が定まる予定）の3段階に分かれて行われます。

【処遇改善について】

Before

労務費（人件費）の相場が不明確

After

中央建設審議会が労務費の基準を作成・勧告

→著しく低い労務費等で見積を依頼した発注者は国土交通大臣が勧告・公表

→著しく低い労務費等で見積を提出した受注者は指導・監督



【資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止】

Before

資材価格の高騰や資材不足といったリスクの負担が受注者に偏っていた

After

中央建設審議会が労務費の基準を作成・勧告

→著しく低い労務費等で見積を依頼した発注者は国土交通大臣が勧告・公表

→著しく低い労務費等で見積を提出した受注者は指導・監督

国土交通省HP



【働き方改革と生産性の向上】

Before

通常必要な工期よりも著しく短い契約、働き方改革の難しさ

After

受注者の発意による著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

資材の入手困難などが生じるおそれがあると認めるときは、受注者から注文者に対して関連する情報を請負契約の締結までに通知しなければならない

【こんなときは弁護士へ】

当事務所では、働き方改革対応へのサポートも行っています。就業規則等の整備、契約書の法的チェック、コンプライアンス研修についても、ぜひお気軽にご相談ください。

“夏季休業”前に確認！ 休暇・労務・経営のチェックリスト

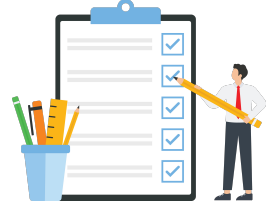
夏季休業を控えるこの時期、日々の業務が一旦落ち着くからこそ見直しておきたい業務や仕組みがあります。万が一のトラブルを未然に防ぎ、休業明けのスタートをスムーズにするためにも、いま一度確認しておきましょう。

【休業スケジュール・社内外への通知】

- ☐ 社員への周知（社内掲示・メール・日報への追記など）は完了していますか？
- ☐ 顧客・取引先への通知は十分ですか？（メール署名・WEB 掲示・電話応答など）
- ☐ 緊急時連絡体制（担当者・代表電話・代表メール）は整理されていますか？

【休暇管理と勤怠処理の準備】

- ☐ シフト勤務の事業所では、交代勤務や残業の偏りが生じていませんか？
- ☐ 有給休暇の計画的付与・取得状況の把握はできていますか？
- ☐ 勤怠管理システムやタイムカードの締め処理・運用に不備はありませんか？
- ☐ 「休暇中の事故・病気・欠勤連絡」のルールは定められていますか？



【緊急対応の備え】

- ☐ トラブル発生時の初動対応マニュアル（労災・クレーム・設備故障等）は整っていますか？
- ☐ 休業中に届く可能性のある書類や通知（内容証明・行政文書等）の確認体制はありますか？
- ☐ 取引先・クライアントからの急な要請に備えた体制は準備できていますか？

【経営・管理面の点検項目】

- ☐ 月次締め処理・支払予定・入金確認は、休業前に整理されていますか？
- ☐ 社用車・社屋・サーバー等の管理・点検予定はありますか？
- ☐ 長期休暇前後で退職・採用予定がある場合、手続きは進んでいますか？
- ☐ 再稼働初日（休業明け）の動き出しがスムーズにいく体制になっていますか？

【弁護士がサポートできること】

✓ 休暇制度や勤怠管理に関する規程類の点検・改訂

例：就業規則、36 協定、労働条件通知書の文面確認など

✓ 緊急対応マニュアルの法的観点からの整備支援

例：労災・顧客クレーム・SNS 炎上時などの初動対応の明文化

✓ 休業中の対応方針や取引先対応に関する助言

例：通知文面のチェック、休業中の契約リスク管理

✓ 労働トラブルの予防的なアドバイス・個別相談

例：有給取得・出勤命令・雇用継続に関する判断サポート



多くのトラブルは、「誰かが知っていれば防げた」「聞いていなかった」で起きています。特に夏季休業のように社内の動きが一時的に止まるタイミングでは、情報共有の不足や確認漏れが表面化しやすくなります。

休みの前だからこそ、“動き続ける会社”のための備えを、今から整えておきましょう。

終活弁護士による人生設計のすゝめ④

【人生設計に対する想い】

なぜ今、終活の話をも？と思われたのでしょうか。

終活について、私たちはあくまで「人生をみつめる一つの視点」だと考えています。終活という言葉は、2009年に週刊朝日が掲載したのが初めてだそうです。まだまだ若い言葉ですね。

だからこそ、たくさんの解釈があります。そのなかで私たちは、終活とは「人生の終わりを見すえて、今をよりよく生きること」そして「大切な人とつながるためのコミュニケーション」という解釈に、とても共感しています。表面的な準備・手続きよりも、本質は何か？というところを突き詰めて考えていくと、終活は人生設計であり、経営にも通じる部分があります。

このような理由で、あえて企業様向けのニュースレターで終活の話を取り上げさせていただいております。みなさまのお役に立てましたら幸いです。



【デジタル終活は取り組んでおられますか？】

みなさま、デジタル機器（情報端末）はいくつお持ちですか？今や一人一台、あるいは二台以上持つ方もおられますね。

たくさんの情報が入るスマホですが、その分、情報管理が重要です。

一方で、予期せぬ事故などでご本人様とコミュニケーションをとることが難しい場合、スマホにある重要な情報にアクセスできずに困ってしまうことがあります。

デジタル終活については、弊所が毎月開催している終活イベントでも取り上げたのですが、ビジネスの現場でご活躍なさっているみなさまにとっても、非常に重要なことだと思い、こうして記事にさせていただきました。

【必要な情報の伝え方】

デジタルが使えない場合にそなえて、アナログで管理することがおすすめです。

書き留めておきたい情報をいくつかピックアップいたします。

- ✓ スマホのログインパスワード
- ✓ サブスクリプションの契約状況 & ログイン情報
- ✓ ネット口座の情報
- ✓ SNSアカウントの情報
- ✓ その他伝えたい情報の在り処（アプリ名、ファイル名など）



～ぜひお試しください！～
名刺用の紙にフェルトペンで書き、
修正テープで二重に消すと、隠す
ことができます！

必要な時には、コイン等
で削ります。



【おすすめ書籍】

上記の名刺メモは、「第2版 デジタル遺品の探しかた・しまいかた・残しかた + 隠しかた」という書籍に掲載されていたものです。非常に読みやすく構成されており、私たちも参考にさせていただいております。



レビュー ～生き方～

みなさまご存じ、そして私が心から敬愛する稲盛和夫さんのご著書です。2004年に初版が発行されてから、2024年にはなんと百四十九刷が発行されています。

生き方、といいますと「そんな大げさな」「社会人なら働けば良いだけでしょう」と思う方もおられるかもしれません。私たちは、いち経営者、いち社員であるまえに、ひとりの人間です。そして自分の人生をまさに今！生きているはずなのに、どこか斜に構えて、他人事のようにふるまう風潮も見えてとれます。

本書の冒頭には、「混迷の時代だからこそ『生き方』を問い直す」という一節があります。非常に便利な世の中になり、一見豊かなはずですが、心は満たされているのでしょうか。そして人間は何のために生きているのでしょうか。

今までこういった問いに触れてこられなかった方々にとっては、もしかすると最初は違和感があるかもしれません。そして、実感なさるまでに時間がかかることでしょう。

私も、いち経営者として、想いを共有することの難しさは身をもって体感しており、今も道半ばです。当然、それぞれ個人の価値観や考え方があるのは大前提ですので、押し付けるようなことはもちろんごさいませんが、いつかたくさんの方に共感いただき、ディスカッションできたらいいですね。



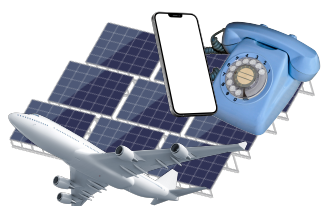
【原理原則から考える】

稲盛和夫さんは「経営の神様」と呼ばれています。それは、卓越した経営実績に加えて、経営を通じて人間の在り方を問い続けたその哲学と実践力が理由ではないでしょうか。

まずは京セラ（旧・京都セラミック）を27歳で創業し、世界的企業へと育て上げました。戦後の混乱期に無名のベンチャー企業としてスタートしながらも、独自の技術力と経営手腕で電子部品業界において確固たる地位を築きました。さらに、第二電電（現・KDDI）の設立にも関与し、通信業界の多様化に大きく貢献しました。今のauですね。異なる業種で2つの大企業を創業・成功させたこと自体、ものすごい実績です。

そして日本航空（JAL）の再建です。2010年、経営破綻したJALに政府の要請で無報酬の立場で会長として就任し、わずか1年で黒字化、2年で再上場を実現しました。この再建においては、単なる財務や組織の見直しだけでなく、社員一人ひとりの意識改革を重視し、「フィロソフィ（哲学）」と呼ばれる経営理念を全社で共有させたことが成功の鍵となりました。

そんな稲盛さんが行きついたのは「原理原則」です。人間として正しいことかどうか、やっていいことかどうか。経営も、人間が人間に対して行う営みなものだから、人間が生きるための規範にはずれたものではないはず、と考えたそうです。



いかがでしたでしょうか。ビジネス書は数多ありますが、なにか便利な方法を教えてくれる本だけでなく、こういった本質的な問いに触れる本を読んでもみるのも良いと思います。

本書は、先日の夏賞与支給の際にスタッフにプレゼントをいたしました。みなさまと感想を語り合えることを楽しみにしております。

お知らせ

【法律顧問契約のご案内】

弊所の法律顧問契約に、多くのご愛顧をいただき、誠にありがとうございます！

本業に専念できる環境を創る 法律顧問サービス

詳しい内容や活用法をお伝えさせていただきます。ぜひお問い合わせください！

こんなお悩みはありませんか？

- ・現状は大きなトラブルなし
 - ・たまに気になることがある
 - ・拡大よりも安定と維持を重視
 - ・隠れたリスクを教えてほしい
-
- ・就業規則や契約を見直したい
 - ・会社 HP に顧問弁護士を記載したい
 - ・EAP に取り組みたい
 - ・2か月に1回程度、会社に来てほしい
-
- ・いくつもの事業を同時並行している
 - ・月に1回は会社に来てほしい
 - ・社員様数が30名以上
 - ・法務部が欲しいと思っている

このようにサポートいたします！

- ・メール／電話／来所にてご相談：1時間／月
 - ・リーガルチェック：1件／月
- ライトプラン：月額2万2000円**
-
- ・メール／電話／来所にてご相談：1.5時間／月
 - ・リーガルチェック3件まで／月
 - ・毎月弁護士が訪問面談
 - ・社員様の法律相談：初回無料（1名様／月）
- スタンダードプラン：月額5万5000円**
-
- ・メール／電話／来所にてご相談：2.5時間／月
 - ・リーガルチェック5件まで／月
 - ・毎月弁護士が訪問面談
 - ・社員様の法律相談：初回無料（2名様／月）
- アドバンスプラン：月額11万円**

ここには記載のない細かいサービスなどは直接お伝えさせていただきます

【お知らせ】

弊所のロゴを作ってくださいました！

私たちの想いと、みなさまへの貢献の決意をデザインとして表現していただいております。

もちろん、看板にも大きく掲載している、くぼてんくん（弁護士 ver.）にも引き続き活躍してもらいます。

弊所の新しいシンボルをお見知りおきいただけますと幸いです。



発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊 19-14 スペース I

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

